

# 西条市農業委員会 令和4年度 第2回総会 議事録

1. 日 時 令和4年5月6日(金) 午後2時00分から午後2時53分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 23名 欠席者 1名 出席率 95.8%  
推進委員 出席者 28名 欠席者 2名 出席率 93.3%

## ○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	12番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	越智 一志	10番	長谷川孝師	19番 曾我 照一
	2番	明比 典正	11番	栗田 房信	20番 越智 栄二
	3番	徳増 靖記	13番	川上 義則	22番 戸田 博明
	4番	一色 達夫	14番	山田 好一	23番 真鍋 美鈴
	5番	高橋 豊重	15番	村上 繁敏	24番 高橋 忠親
	6番	西原 昇	16番	武田 喜義	
	7番	高木キクミ	17番	伊藤 健一	
	9番	井上 雅貴	18番	青野 武	

## ○欠席者氏名

21番 越智 信仁

## ○推進委員出席者氏名

委 員	2番	一色 信之	12番	森田 忠成	23番	山内 信政
	3番	石川 孝幸	13番	一色 和成	24番	大西 宗次郎
	4番	加藤 武司	15番	武田 義臣	25番	佐々木 則幸
	5番	伊藤 正夫	16番	鈴木 伸二	26番	越智 勝邦
	6番	伊藤 龍二	17番	垂水 久明	27番	玉井 隆志
	7番	日野 哲也	18番	山内 強	28番	桑原 俊樹
	8番	宮武 恭宏	19番	黒川 俊彰	29番	曾我 敏数
	9番	岡本 省三	20番	高橋 正	30番	今井 文雄
	10番	安藤 英利	21番	高橋 寿夫		
	11番	篠森 均	22番	永井 和俊		

## ○欠席者氏名

1番 寺田 昌直 14番 武方 謙一

5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
- 議案第4号 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について
- 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第6号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
- 報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	高橋修平	東予分室長	渡邊賢一郎
事務局次長	田口剛洋		
事務局主査	渡邊龍也	事務局主任	宇佐美紀興

7. 議事内容

事務局	ただ今から、令和4年度 第2回西条市農業委員会 総会を開会いたします。
	皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。
	それでは、加藤会長がご挨拶を申し上げます。
会長	【会長挨拶】
事務局	それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしく願いいたします。
	【会長、議長席に着く】
議長	それでは、ただ今から、令和4年度 第2回西条市農業委員会 総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。
	【議事録署名人及び書記の指名】
議長	議事録署名人の指名をいたします。 徳増靖記委員、一色達夫委員の両委員をお願いいたします。

欠席届が農業委員の21番の越智信仁委員、推進委員からは1番の寺田昌直委員、14番の武方謙一委員から出ております。ただいまの出席農業委員数は、23名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。

書記については、事務局の渡邊、宇佐美の両君にお願いいたします。それでは議事に入ります。

### 農地法第3条 関係

議長 議案書、3ページ、議案第1号、農地法 第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 事務局の田口です。よろしく申し上げます。

12号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

13号は、〇〇の〇〇氏が、新規就農のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

14号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

なお当案件は、令和3年度第9回総会にて審議予定でしたが、耕作目的以外に使用されており、農地に復元するには日数を要するため、取下願いが提出されておりました。

15号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

16号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

17号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

18号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

19号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

20号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

21号は、〇〇の〇〇株式会社が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

22号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

23号は、〇〇の〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

以上、12件、ご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

13号は新規就農者であり、面接を行いましたので、地区委員から報告をお願いします。

伊藤龍二委員 今回の新規就農希望者につきまして、2月25日に西条市役所において面接を行いました。面接を行ったのは、加藤会長、高木委員及び私、伊藤です。当案件の申請人は、〇〇の〇〇氏、45歳であります。〇〇氏は親族が経営している製造業の非常勤役員であります。

〇〇の農地、6,297㎡を買い受け、就農しようとするものです。現在、一部耕作放棄地となっておりますが、徐々に解消し、ブルーベリーを栽培する予定です。販売については、ネット販売を主とする計画です。

その他、推進委員として西条市での営農等について指導し面接を終了しました。〇〇氏の就農については、農業技術の習得が必要であるため、農業委員及び推進委員から指導を受けるとともに、農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議長 以上、12件であります。12号から順次ご意見を伺いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

地区委員 12号 問題ありません。

13号 問題ありません。

14号 問題ありません。15号は雑木処理等が残っているため、保留にしたいと思います。

16号 問題ありません。

17号 問題ありません。

18号、19号、20号 問題ありません。

21号 問題ありません。

22号 問題ありません。

23号 問題ありません。

- 議 長 ありがとうございます。  
12件のうち15号については保留となりましたので、11件についてご審議をお願いします。  
ご意見・ご異議等ございませんか。
- 委員一同 異議なし。
- 議 長 ありがとうございます。  
「異議なし」ということでありますので、以上11件を原案どおり許可することといたします。
- 農地法第4条関係
- 議 長 次に、6ページ、第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。  
議案内容を事務局から説明いたします。
- 事務局 7ページをお願いいたします。  
2号は、〇〇の〇〇氏が、自己住宅を建設しようとする申請でございます。  
以上1件、ご審議よろしくをお願いいたします。
- 議 長 以上、1件であります。2号についてご意見・ご異議等を伺いたいと思いますので、よろしくをお願いします。
- 地区委員 2号 問題ありません。
- 議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。
- 委員一同 異議なし。
- 議 長 ありがとうございます。  
「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

## 農地法第5条関係

議長 次に、8ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。  
議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 10ページをお願いいたします。  
12号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、農業用倉庫を建設しようとする申請でございます。  
本件は、農地法の許可なく農業用施設を建設していました。今回、農業用倉庫を建設するため、過去に建設した農業用施設を解体し、農地法の許可を受けるものです。  
申請人からは、「これからは法律を順守します」との始末書が提出されております。  
13号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。  
14号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。  
15号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。  
本件は、平成3年頃、譲渡人の母親が貸住宅を建設する際に、農地法の許可なく一体的に造成し、貸駐車場として使用していました。  
申請人からは、「以後このような違反行為のないよう農地法を遵守いたします」との始末書が提出されております。  
16号は、〇〇の〇〇株式会社が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、住宅用地に造成しようとする申請でございます。  
17号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、賃貸共同住宅に転用しようとする申請でございます。  
18号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅及び物置を建設しようとする申請でございます。  
本件は、譲渡人が平成16年6月頃、前所有者から当該農地を購入した際に、物置が設置されており、農地転用許可済みと勘違いしてそのままにしておりました。  
申請人からは、「以後このようなことがないように農地法の手続きを遵守いたします」との始末書が提出されております。  
19号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅に転用しようとする申請でございます。  
20号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏外1名から所有権移転を受け、露天資材置場に転用しようとする申請でございます。

21号は、〇〇の有限会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、造園用の庭木仮植地に転用しようとする申請でございます。

22号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏外2名から所有権移転を受け、露天廃車仮置場に転用しようとする申請でございます。

23号は、〇〇の〇〇株式会社が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、工場に転用しようとする申請でございます。

24号は、〇〇の〇〇株式会社が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、倉庫及び露天駐車場、露天資材置場に転用しようとする申請でございます。

25号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

26号は、〇〇の株式会社〇〇外1名が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、宅地分譲に転用しようとする申請でございます。

以上15件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 以上、15件であります、12号から順次ご意見をお伺いしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

地区委員 12号 問題ありません。  
13号、14号、15号 問題ありません。  
16号 問題ありません。  
17号 問題ありません。  
18号 問題ありません。  
19号 問題ありません。  
20号 問題ありません。  
21号 問題ありません。  
22号、23号 問題ありません。  
24号 問題ありません。  
25号、26号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

一色達夫委員 23号についてです。  
4月の総会で同じ地番のところ、「新型コロナウイルスの影響により、経済が見通せなくなり開業の計画がなくなった」という理由で、〇〇氏が工場建設の4条転用の取消願の提出がされている。1カ月経ち別申請人から工場建設の転用で同じ面積の許可申請が提出されている。事務局はどのように処理されたのか。

事務局 ○○氏が事業計画変更で○○株式会社に事業継承する予定であったが、以前許可を取っていた内容が農地法4条許可であり、許可権者である愛媛県と協議した結果、事業計画変更は4条で許可した申請を5条申請として事業計画変更することはできないため、4条取消処理した後に、5条許可申請することとなった経緯がございます。

議長 今回の申請は、○○氏が会社を開業することではないことか。

一色達夫委員 事業計画を変更してされるのであれば、本来それを提示してされるのが適切でないかと事務局の説明をお聞きして感じました。事業計画について支障がないのであれば、これを否とすることはないかと思えます。この変更の説明はされるべきだと思います。

議長 同じ土地を申請人が変わって申請する場合は、事務局の方で追加説明を次回からお願いしたいと思います。  
他にご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、以上15件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

#### 第5条転用事業計画変更関係

議長 次に、14ページ、議案第4号、農地法第5条の規定にかかる転用事業計画変更に対する意見の決定について、を議題といたします。  
議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 15～16ページをお願いいたします。  
2号及び3号は、○○の○○株式会社及び○○の株式会社○○が、令和3年9月総会にてご審議いただき、進達・許可された案件であります。営農型太陽光発電設備に係る構造計算をやり直した結果、支柱を増やす必要が生じたため、変更承認を受けようとするものです。  
以上、2件ご審議よろしく申し上げます。

議長 以上、2件であります。2号及び3号について地区委員さんの



ご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

地区委員さんが欠席しておりますので、全体で審議したいと思えます。なお、当案件については、事務局が現地確認したところ、実際の施工に誤差が生じておりました。

皆さんからご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

議長 最近、営農型太陽光発電施設が増加しています。大規模な営農型については、支柱部分の一時転用面積設定になりますので、事務局が現地確認をしています。今回のような事業計画通りでない場合があります。事務局から事業者には指導はしておりますが、今回のような変更のケースはあるかと思えます。

#### 相続税の納税猶予適格者証明願関係

議長 次に、17ページ、議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の交付について、を議題といたします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 18ページをお願いします。

1号は、〇〇の〇〇氏が、農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地3筆につきまして、農業経営を開始し、農地も適正に耕作されております。

2号は、〇〇の〇〇氏が、農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した1筆につきまして、現在、利用権設定により貸付けを前号の相続人である息子の〇〇氏と行っており、相続税の納税猶予制度の一定の貸付けにより農地としての利用が確保される場合に該当し、農地も適正に耕作されております。

以上2件、ご審議よろしく申し上げます。

議長 以上、2件であります。地区委員さんにご意見を伺いたいと思えますので、1号からよろしく申し上げます。

地区委員 1号 対象農地3筆ありますが、適正に管理されており、問題あ

りません。

2号 問題ありません。

議長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 「異議なし」ということでありますので、以上2件を原案どおり承認することといたします。

#### 農用地利用集積計画に対する意見の決定

議長 次に、19ページ、議案第6号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 21ページをお願いいたします。

件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。

詳細につきましては、議案書22ページから51ページとなっております。農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、176件、面積は、50万3,694.73㎡となっております。

そのうち、所有権移転は、6件、面積は、2万1,682㎡となっております。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 以上のような内容ですが、よろしくご審議をお願いいたします。委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

一色達夫委員 32ページですが、〇〇の〇〇氏が〇〇の農地を貸借する申請がありますが、〇〇でどのような営農をされるのか。

事務局 太陽光の営農型発電施設の下部で営農をされている方で、現在、シキビを栽培されています。〇〇でシキビの規模拡大をされる予定であり、認定農業者の認定を取得するとも聞いております。

一色達夫委員 同地区の方であるので、どのような営農をされるのかが気になり

ました。

議長 「異議なし」ということでありますので、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

#### 報告承認案件

議長 次に、52ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 令和4年3月16日から、令和4年4月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を28件 受理いたしました。ご了承をお願いいたします。

何かご意見等ございませんでしょうか。

無いようですので、以上で報告承認案件を終了いたします。

議長 以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしました。この際に、他に何かございませんか。

無いようですので、以上で総会を閉じます。

慎重審議、ありがとうございました。

## 8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	原案承認
議案第6号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

## 9. 閉会の日時

令和4年5月6日 午後2時53分